

会 議 記 録

会議名称		杉並区立男女平等推進センター相談業務委託に係る受託者候補者選定委員会（第1回）
日時		令和6年8月5日（月）午後3時から午後5時まで
場所		杉並区役所分庁舎4階A会議室
出席者	委員名	聖心女子大学現代教養学部教授、公益財団法人日本女性学習財団理事：大槻 奈巳 明治大学文学部准教授：川島 義高 杉並区民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員：寺村 もと子 区民生活部長：寺井 茂樹 総務部区政相談課長：正富 富士夫
	事務局職員	区民生活部男女共同参画担当課長：磯淵 明代 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係長：渡辺 直美 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係主査：最上 朝子 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係：小山 優香
配布資料		（1）次第 （2）委嘱状 資料1 杉並区プロポーザル選定委員会条例 資料2 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る受託者候補者選定委員名簿 資料3 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る受託者候補者の選定について（諮問） 資料4 杉並区立男女平等推進センター相談業務の概要 資料5 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル実施要領（案） 資料6 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る受託者候補者評価基準（案） 資料7 選定委員会スケジュール（案）
会議次第		1 開会挨拶 2 委嘱状伝達 3 委員自己紹介 4 会長選出（互選） 5 会長挨拶 6 受託者候補者選定に関する説明 （1）男女平等推進センター相談業務の概要 （2）プロポーザル実施要領（案）について （3）受託者候補者評価基準（案）について 7 今後のスケジュール 8 連絡事項等
会議の 主要な 結果及び 発言		1 開会挨拶 区民生活部長より挨拶 男女共同参画担当課長より選定委員会に関する確認事項を説明した。 2 委嘱状伝達 3 委員自己紹介 4 会長選出（互選） 会長は互選により大槻委員が選出された。会長職務代理は川島委員が選出された。 5 会長挨拶

## 6 受託者候補者選定に関する説明

事務局より、資料4～6をもとに（1）男女平等推進センター相談業務の概要、（2）プロポーザル実施要領（案）、（3）受託者候補者評価基準（案）について説明をした。

### ○質疑応答

- ・SNS相談の実施時間について質問があった。事務局より実施する際は受付時間を設けると回答した。
- ・評価基準における評価係数の変更にあたり、係数を上げた場合、合計点数が変わらないよう他の項目の係数を下げる必要はあるのか質問があった。事務局より、合計点数の上限はないことを説明をした。
- ・実施要領の「10 その他の留意事項」（6）の記載と「7 受託者候補者の選定手順」の記載の解釈について質問があった。事務局より、それぞれの解釈について説明をした。

### ○主な意見と意見に対する対応結果

#### 【実施要領について】

- ・個人情報の秘密保持の重要性は高いことから、「3 参加者資格」に個人情報に関する重大事案が発生していないことを条件として追加してはどうか、という意見があった。協議の結果、「3 参加者資格」に、過去に個人情報の取扱いに関する事故が発生していないことを条件として追加する方向で検討し、具体的な記載方法はあらためて事務局よりお示しすることで、委員全員からの了承を得た。

#### 【別紙1－2「個人情報に係る特記仕様書」について】

- ・「2 秘密の保持」に、業務を通じて知り得た個人情報は、永続的に秘密保持義務が生じることを記載してはどうか、という意見があった。事務局より当該項目は永続的に秘密の保持義務が生じることを意味することを説明した。

#### 【別紙6「事業実施提案書」について】

- ・「（7）社会的責任に関する取組」について、「えるぼし認定（女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主として厚生労働大臣が認定）」や「くるみん認定（子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定）」、「ユースエール認定（若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定）」等の具体的な認証名を加えてはどうか、という意見があった。協議の結果、別紙6「事業実施提案書」に男女共同参画の取組状況の例示として認証名を追加すること、認証を受けている場合は、証明書類の写しの提出を求めることとし、別紙6「事業実施提案書」を修正することで、委員全員からの了承を得た。

#### 【別紙7「相談業務受託実績一覧」について】

- ・受託実績は3件に限らず、全ての業務実績を書いてもらうのはどうか、という意見があった。協議の結果、過去5年間の相談業務の実績を全て記載してもらうこととし、別紙7「相談業務受託実績一覧」を修正することで、委員全員からの了承を得た。
- ・類似業務の受託実績について、SNS相談とSNS相談以外で提出書類を分けてはどうか、という意見があった。協議の結果、SNS相談の業務実績を分けて記載してもらうよう、新たに様式を作成することで、委員全員からの了承を得た。

**【評価基準について】**

・「業務実績」の評価方法について、業務実績の件数のみをもって評価できないか、という意見があった。協議の結果、業務実績の件数と内容により評価することで、委員全員からの了承を得た。

・「業務実績」では自治体からの受託実績だけでなく、事業者の独自事業や企業からの受託実績についても評価してはどうか、という意見があった。協議の結果、「業務実績」の評価項目に、自治体以外からの受託実績や事業者独自の事業実績を評価項目として追加し、評価基準を修正することで、委員全員からの了承を得た。

**【評価基準の係数について】**

評価基準の係数について意見交換を行い、一部係数を変更することで委員全員からの了承を得た。

**【その他の意見】**

・採点表について、審査時に評価点と係数を乗じた数値を審査員が入力できるよう様式を整えてほしいという意見があった。

7 今後のスケジュール

事務局より資料7をもとに事業者選定までのスケジュールを説明をした。

8 連絡事項等

事務局より次回の開催について説明をした。

次回の開催について

令和6年11月6日（水）14時～（予定）

杉並区役所分庁舎4階A会議室

会 議 記 録

会議名称		杉並区立男女平等推進センター相談業務委託に係る受託者候補者選定委員会（第2回）
日時		令和6年11月6日（水）午後2時から午後3時50分まで
場所		杉並区役所分庁舎4階A・B会議室
出席者	委員名	聖心女子大学現代教養学部教授、公益財団法人日本女性学習財団理事：大槻 奈巳 明治大学文学部准教授：川島 義高 杉並区民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員：寺村 もと子 区民生活部長：寺井 茂樹 総務部区政相談課長：正富 富士夫
	事務局職員	区民生活部男女共同参画担当課長：磯淵 明代 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係長：渡辺 直美 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係主査：最上 朝子 区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係：小山 優香
配布資料	資料日	(1) 次第 (2) 【資料1】 杉並区立男女平等推進センター相談業務受託者候補者 第一次審査結果 (3) 【資料2】 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る公募型プロポーザル実施要領（抜粋） (4) 【資料3】 杉並区立男女平等推進センター相談業務に係る受託者候補者評価基準 (5) 【資料4】 男女平等推進センター相談業務に係る受託者候補者選定委員会の進行について (6) 【資料5】 選定結果等の公表記載例 (7) 第一次審査評価票 (8) 第二次審査評価票 下書き用・提出用 (9) 杉並区立男女平等推進センター相談業務受託者候補者 第二次審査評価表（集計結果）
会議次第		1 開会挨拶 2 第一次審査（書類審査）の結果について 3 第二次審査の進め方について (1) 第二次審査の流れについて (2) ヒアリングについて 4 第二次審査 (1) プレゼンテーション、ヒアリング A事業者 (2) 評価採点 5 最終選考 (1) 集計結果の報告 (2) 受託者候補者の選定 6 その他 連絡事項等

1 開会挨拶

会長より挨拶

2 第一次審査(書類審査)の結果について

事務局より第一次審査の実施状況等のこれまでの経過を説明し、資料1により第一次審査結果について報告を行った。

事務局より資料2、資料3をもとに第二次審査基準について説明を行った。

3 第二次審査の進め方について

(1) 第二次審査の流れについて

事務局より資料4をもとに本日のタイムスケジュール、第二次審査の流れ、評価の実施方法について説明し、事務局案で進めることで全選定委員からの了承を得た。

(2) ヒアリングについて

事務局よりヒアリングの進め方について説明後、各選定委員から事業者への質問事項について共有いただいた。

(休憩)

4 第二次審査

(1) プレゼンテーション、ヒアリング A事業者

事業者がプレゼンテーションを行い、それに対して選定委員から質疑応答を行い、第二次審査を実施した。

【質疑応答の主な内容】

選定委員：性的マイノリティ相談の専門人材育成の訓練をどのように行っていく予定か。

事業者：(性的マイノリティの)専門家の講義やこれまで対応してきた事例を活かしていく。

選定委員：ジェンダーや性的マイノリティに関する専門的な訓練はあるか。

事業者：(テーマに)関連する研修を実施している。

選定委員：ジェンダーや性的マイノリティに特化した技法を学べる研修プログラムがあるか。

事業者：性的マイノリティをテーマとした講義や相談業務従事者による事例検討等を行っている。

選定委員：外国籍の方からの相談を想定しているか。

事業者：言語面の課題には区のツールを利用する。加えて、文化やコミュニティの違い、宗教等その方の社会的・歴史的背景等にも配慮する。

選定委員：性的マイノリティに関する児童からの相談を想定しているか。

事業者：相談者(児童)の気持ちやその考えに至った背景を大事にしなが、ケース・バイ・ケースで対応をしていく。

選定委員：ISO27001認証の更新状況について。

事業者：更新手続きは済んでいる。

選定委員：SNS相談を実施する場合のデータ管理の取扱いに対する考え方について。

事業者：区の取扱いに準ずる。

選定委員：個人情報の取扱い方針について。

事業者：相談内容は業務に従事している者のみで共有することを原則として対応する。

※メールの誤送信を防ぐための具体的な対応策についての説明有り。

選定委員：相談員の定着率について。

事業者：毎年入れ替わりはあるが、相談業務に必要な人数は確保できている。

選定委員：相談員に当日急な欠員が出た場合等の緊急時の体制について。

事業者：急な欠員があった場合も即時対応できる。

選定委員：男性の相談員はいるか。

事業者：いる。

選定委員：相談員のメンタルケア等の健康支援体制について。

事業者：相談員にはストレスチェックを実施している。振り返りや研修等の実施を重視し、全体で事案を共有している。

選定委員：相談員の待遇についてどのように考え、取り組んでいるか。

※相談員報酬について等の説明有り。

選定委員：相談員の常勤・非常勤の割合はどのようになっているか。

※相談員の常勤と非常勤の人数についての説明有り。

## (2) 評価採点（事務局による集計）

### 5 最終選考

#### (1) 集計結果の報告

事務局より第二次審査の集計結果として、第一次審査・第二次審査の評価表の合計点が受託者候補者の選定要件である6割以上の条件を満たしている旨、報告を行った。

#### (2) 受託者候補者の選定

A事業者を受託者候補者として選定することについて、全選定委員が同意。

審査の結果、受託者候補者として選定したことを、区へ報告を行った。

### 6 その他

#### 連絡事項等

事務局より、選定結果は区的意思決定後、事業者へ通知することを説明した。資料5をもとに選定に到る関連情報等については杉並区公式ホームページにて公表されることを伝え、その内容について説明を行い、全選定委員からの了承を得た。